第６号様式

随意契約について

公表年月日	令和８年１１月２日
担　当　課	文化財保存活用課　戸定歴史館

契約業者名・住所	株式会社　文化継承建築設計事務所　代表取締役　加藤　雅大 千葉県鎌ケ谷市丸山 1-11-41
工事等の名称	令和８年度重要文化財旧徳川家松戸戸定邸防災設備修繕監理業務委託
工事等の場所	松戸市松戸 642 番地の 1
種　別	監理業務
工事等期間	令和 8 年 8 月 28 日から令和 9 年 3 月 19 日まで
契約金額	6,688,000 円
工事等の概要	令和８年度重要文化財旧徳川家松戸戸定邸防災設備修繕の監理業務
随意契約の理由	旧徳川家松戸戸定邸は明治１７年に建築された建物であり、国指定重要文化財である。また旧徳川昭武庭園は国指定名勝である。従って令和８年度重要文化財旧徳川家松戸戸定邸防災設備修繕監理業務(以下「本業務」)を行うためには、文化財に関する高度な専門的知識と経験が必要不可欠である。 また本業務は、令和 7 年度に実施した「重要文化財旧徳川家松戸戸定邸防災設備修繕設計業務委託」(以下「本設計業務」)にて完成をした設計に基づき実施するものである。 従って、本業務については、本設計業務を履行した事業者が戸定邸の現況調査結果、劣化状況、修繕方針及び設計意図を最も的確に把握しており、これらを施工に反映させることで文化財的価値を損なうことなく最も適正な工事監理を行うことができると思慮される。

	これらを踏まえると、全国にある多くの文化財に携わった実績があり、重要文化財旧徳川家松戸保存活用計画を策定するとともに、本設計業務を行った株式会社文化継承建築設計事務所でなければ、最も円滑かつ適切に業務を遂行することができない。 以上のことから、本契約の性質又は目的が競争入札に適さず、価格以外の要素によって相手方を選定することが妥当であり、上記の通り株式会社文化継承建築設計事務所が、円滑かつ適切に業務を遂行することができる唯一の業者である。 従って地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定を適用し、同者と随意契約とする。